

生きものがくらす環境をつなぐ「遺贈寄付」

自然へ遺す。

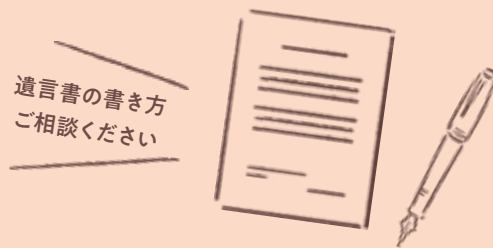
8グラムほどの小さなからだで
厳しい冬を越すシマエナガは
世界でも北海道にしか生息していません。
ナショナルトラストは、
希少な生きものがくらす自然環境などの
土地を買い取り永続的に守ります。
人も生きものも支えている、自然を守るため
遺贈寄付を、ぜひご検討ください。



1

寄付者：ご本人

「遺言書」を作り遺贈寄付をする



遺言書の書き方
ご相談ください

遺言書を作成し、財産の用途等を定めます。
法定相続人不在の場合も
同様に定めることができます。

寄付内容例

金銭

自然のある土地

包括遺贈*

*包括遺贈とは、遺言で財産全体の配分を指定し
一定の割合、または全てを人や団体等に遺贈することを言います

3

寄付者：ご遺族

「香典返し」を寄付にあてる



故人や遺族の意思で
香典返しの代わりに寄付を行うことも可能です。

寄付内容例

金銭

当協会への寄付は、所得税、相続税など税制上の優遇措置の対象となります。個人の方は五百万円以上のご寄付で、紺綬褒章授与の申請対象となります。

失われ続けている自然、
生きものたちがくらす環境を
次の世代、またその次の世代へと
つないでいくために
みなさまのご寄付が必要です。
社会を支える自然を守り続けるために
ぜひ、ご支援をお願いいたします。

寄付者：相続人

「相続した財産」を寄付をする



故人の思いを受け継ぎ、自然を守るために使いたい
相続した財産を寄付したいなど、
まずは、ご相談ください。

寄付内容例

金銭

自然のある土地

日本ナショナルトラスト協会は、重要な自然環境がある土地を買い取り永続的に守ります

全国50以上の地域で、約14,000ヘクタール*の森林や湿原が、ナショナル・トラストで守られています。当協会はその全国的な活動のセンター組織として、1992年に設立。将来世代の人々が、豊かな自然を享受できる社会の実現をめざし、協会としてのトラスト地を取得のほか、全国への普及活動、政策提言などに取り組んでいます。すべての活動は、寄付や会費によって支えられています。ぜひご協力ください。

*29の会員団体が所有・維持管理している土地面積



協会が初めて取得した富士山高原トラスト

自然を守り再生するために何か遺したい、相続した財産を寄付したいがどうすれば良いか？

遺言書の書き方や、寄付の方法等、お気軽にご相談ください。



03-5979-8031 平日9:00~17:00



office@ntrust.or.jp

遺言書の作成等は弁護士への相談をお勧めしています。ご希望の場合は、遺贈の取扱いに詳しい弁護士の情報をお伝えすることも可能です。



公益社団法人
日本ナショナルトラスト協会
The Association of National Trusts in Japan

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20音羽ビル FAX:03-5979-8032

